

発議第 17 号

吉田俊平議員に対する辞職勧告決議について

別紙「吉田俊平議員に対する辞職勧告決議」を朝来市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 24 日

提出者

日下 茂

賛成者

横尾 正信

水田 文夫

藤原 正伸

嵯峨山 博

西本 英輔

提案理由要旨

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査報告書にて指摘された、吉田俊平議員による請願第 3 号の賛同人への直接的な連絡、請願書データ不正利用といった行為は、請願権の行使や個人情報保護に深刻な影響を及ぼし、地方自治の根幹である市民信頼を損ねる重大な問題であることから、委員会の報告を受け、本決議を行おうとするものです。

決議案第 5 号

吉田俊平議員に対する辞職勧告決議

朝来市議会は、市民の信頼に応え、地方自治の基本理念に基づく公正で透明な議会運営を行う責務を負っている。しかしながら、吉田俊平議員は以下の行為により、市民全体の奉仕者としての責務を果たすべき議員としての適格性に欠け、市民の信頼を著しく損なう結果を招いている。

1. 賛同人への直接的な働きかけ

吉田俊平議員が請願第 3 号の賛同人名簿を使用して賛同人に連絡を取り、その意思を確認した行為は、賛同人の憲法第 16 条（請願権）、第 19 条（思想・良心の自由）、第 21 条（表現の自由）の基本的権利を侵害する。また、朝来市議会の個人情報保護に関する条例の趣旨に違反している。

2. 請願書データの不正利用

吉田俊平議員が請願第 3 号の請願書（賛同人名簿を含む）のデータを自身が所属するライングループに送信した行為は、朝来市議会の個人情報保護に関する条例の趣旨に違反する。また、これによる賛同人のプライバシー侵害の危険は現在も継続している。

3. 地方自治の根幹に関わる問題

吉田俊平議員の行為は地方自治の主体である市民に対する不当な侵害であり、市民の信頼を著しく失墜させるものである。一連の行為がもたらす影響は民主的な意思形成を阻害するなど、地方自治の根幹に関わる深刻な問題として、本市に大きな不利益をもたらすものと言わざるを得ない。地方自治の根幹を守り、議会の信頼を回復するためにも、議会としてこうした行為を厳しく非難し、再発防止に向けた具体的な行動を取る必要がある。

これらの行為に鑑み、朝来市議会は、地方自治法に則り、吉田俊平議員に対し、自らの行動を深く反省し、速やかに議員辞職されることを強く勧告する。

以上、決議する。

令和 6 年 12 月 24 日

朝来市議会